

介護事業所の指定申請等の 「電子申請届出システム」に関するお知らせ

介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、令和7年度（令和8年3月31日）までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムの利用が開始されます。栃木市の受付開始日につきましては、後日改めて連絡いたしますので、当資料をお読みのうえ、本システムの利用準備をお願いいたします。

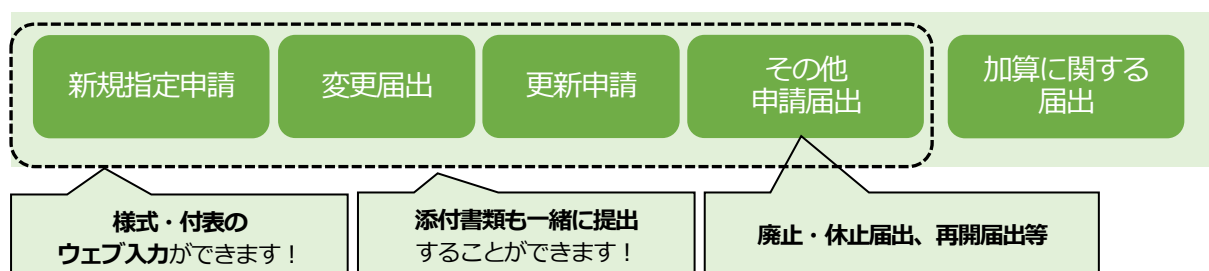
●電子申請届出システムの利用が、介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

●電子申請届出システムより受付可能な電子申請・届出の種類（今後、変更する場合があります）



●電子申請届出システムをデモ環境で試すことができます

電子申請届出システム（デモ環境）

URL <https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

ログイン ID（下記のいずれか）

demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp

demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp

demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp

パスワード password（パスワードは全てのデモ ID 共通です）

※注意点

- ・同一のログインアカウントで入力された情報は、相互に閲覧・利用可能ですので、**個人情報や機密情報は絶対に入力しないでください。**
- ・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

「電子申請届出システム」を利用するための準備①

「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 G ビズ ID の取得が必要です お早めにご取得ください

gBiz
ID

●電子申請届出システムは、G ビズ ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログインします

G ビズ ID は、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

G ビズ ID を取得すると、一つの ID ・パスワードで複数の行政サービスにログインできます。

本システムでご利用できる G ビズ ID のアカウント種類は、「G ビズ ID プライム（法人代表者のアカウント）」と「G ビズ ID メンバー（従業者向けのアカウント）」のみになります。

法人として G ビズ ID プライムを取得後、必要に応じて従業員の方向けのアカウントとして G ビズ ID メンバーを作成する必要があります。

●G ビズ ID は、電子申請届出システム以外の省庁・自治体サービスでもご活用いただけます

【 G ビズ ID を活用して利用できる代表的な省庁サービス 】

日本年金機構
「社会保険手続きの電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・融資電子申請システム(SN ポータル)」

中小企業庁
「IT 導入補助金 2023」

●G ビズ ID（プライム）の申請の流れ

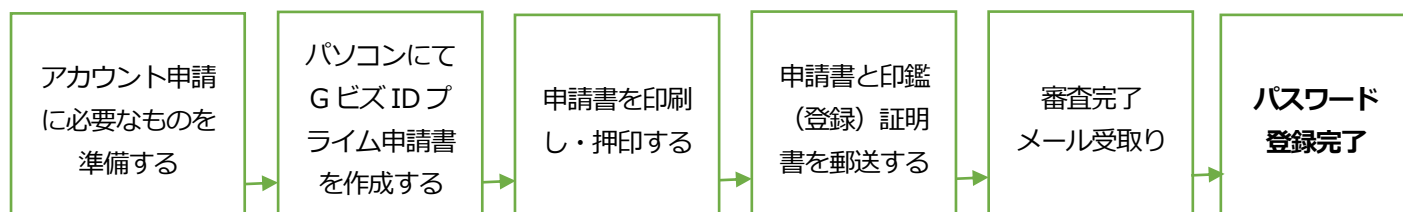
本システムの利用のためには、まず G ビズ ID プライムの申請が必要です。

（G ビズ ID メンバーのアカウントは、G ビズ ID プライムが作成します。）

G ビズ ID プライムの申請の流れは以下のとおりです。

G ビズ ID プライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予め ID を取得しておくことをお勧めします。**

※ ID 取得の届出を法人本社の統括部門で実施されている場合もありますので、ID の取得に当たっては、必要に応じて法人内部でのご相談をお願いします。



「電子申請届出システム」を利用するための準備② 登記事項証明書の提出の際に、「登記情報提供 サービス」を利用するか検討ください

指定申請や法人情報に変更があった場合の変更届には、申請者の登記事項証明書の提出が必要です。本システムでは登記事項証明書の提出ができないため、登記事項証明書（原本）を別途郵送または窓口にて提出するか、登記情報提供サービス（法務省）をご利用ください。

登記情報提供サービスとは、法務局が保有する登記情報をインターネット使用によりオンラインで確認できる有料サービスです。事前に登記情報提供サービスで発行される照会番号・発行年月日付のPDFファイルを本システムに添付することで、登記事項証明書（原本）の提出にかえることができます。利用するためには利用登録が必要です。

法務省「登記情報提供サービス」 <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

「電子申請届出システム」の参考資料等

●電子申請届出システムに関する参考資料

厚生労働省のホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver.2 ～事業所向け～

https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2024091100034/file_contents/tebiki_ver2.pdf

厚生労働省 電子申請・届出システム Q & A（令和5年12月28日更新）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001185397.pdf>

●電子申請届出システム利用開始後の取扱いについて

Q. 本システムが利用開始された場合、指定申請・届出の際に、事業所は必ず本システムを利用しなければなりません。本システムの利用開始後も紙媒体での申請を併用しても問題ないですか。

A. 本システムの利用が難しい場合は、これまでどおり窓口等での申請、届出をいただくことも可能ですが、本システムにより、申請届出に係る業務負担の軽減が期待されますので、ぜひ本システムをご利用ください。（下記「厚生労働省 電子申請・届出システム Q & A（令和5年12月28日更新）」問3、問5、問46を参照ください）

【お問合せ先】

居宅介護支援、地域密着型等に関すること 高齢介護課 介護保険係 電話 0282-21-2252

介護予防・日常生活支援総合事業に関すること 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 電話 0282-21-2244